

産業廃棄物処理計画書

平成 30 年 6 月 11 日

新潟県知事 殿

提出者

住所 新潟県柏崎市北斗町1番37号

氏名 株式会社 リケン 柏崎事業所
執行役員 柏崎事業所長 渡辺孝栄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0257-23-3113

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 リケン 柏崎事業所
事業場の所在地	新潟県柏崎市北斗町1番37号
計画期間	平成 30 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	37,020百万円
③ 従業員数	1,787人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状		【前年度（29年度）実績】							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
排出量	928.94 t	2,604.95 t	87.41 t	41.28 t	38.86 t	28.68 t	2,942.87 t	20.43 t	
産業廃棄物の種類	鉍さい								
排出量	8,491.49 t								
(これまでに実施した取組)									
産業廃棄物排出原単位の削減（排出原単位とは、産廃排出量（t）を粗付加価値額（百万円）で割った値） 29年度 目標 0.529 ⇒ 実績 0.577									
② 計画		【目標】							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
排出量	919.60 t	2,578.90 t	86.50 t	40.80 t	38.40 t	28.40 t	2,913.40 t	20.20 t	
産業廃棄物の種類	鉍さい								
排出量	8,406.50 t								
(今後実施する予定の計画)									
産業廃棄物排出原単位の削減目標を30年度は0.571とする									

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、廃油、金属くず、ガラスくず及び鉍さいを分別し、再資源化を実施。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記以外の廃棄物についても分別資源化の可能性を検討していく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（29年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	鉱さい							
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t							
(これまでに実施した取組)									
特に実施していない。									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	鉱さい							
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t							
(今後実施する予定の計画)									
特に予定していない。									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（29年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	406.12 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	鉱さい							
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t							
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t							
(これまでに実施した取組)									
汚泥は脱水を実施。									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	410.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	鉱さい							
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t							
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t							
(今後実施する予定の計画)									
上記以外に予定していない。									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（29年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	鉍さい							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t							
(これまでに実施した取組)									
特に実施していない。									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	鉍さい							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t							
(今後実施する予定の計画)									
実施予定なし。									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（29年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	全処理委託量	522.82 t	2,604.95 t	87.41 t	41.28 t	38.86 t	28.68 t	2,942.87 t	20.43 t
	優良認定処理業者への処理委託量	76.88 t	376.42 t	87.41 t	41.28 t	15.96 t	23.30 t	0.01 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	13.97 t	739.66 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	2,941.65 t	0.66 t
	認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	鉍さい							
	全処理委託量	8,491.49 t							
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t							
	再生利用業者への処理委託量	3,856.03 t							
認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t								
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t								
(これまでに実施した取組)									
委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施。									

【目標】										
① 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	全処理委託量	509.60 t	2,578.90 t	86.50 t	40.80 t	38.40 t	28.40 t	2,913.40 t	20.20 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	77.60 t	380.00 t	86.50 t	40.80 t	16.10 t	28.40 t	0.01 t	0.00 t	
	再生利用業者への処理委託量	14.10 t	747.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	2,913.00 t	1.00 t	
	認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
	産業廃棄物の種類	鉍さい								
全処理委託量	8,406.50 t									
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t									
再生利用業者への処理委託量	3,895.00 t									
認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t									
(今後実施する予定の取組)										
<p>可能な限り優良認定処理業者から委託先を選定する。 また、再生利用、熱回収が可能な廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理を委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。</p>										
※事務処理欄										

第 1 面 産業廃棄物の一連の処理の工程 について

廃棄物の種類

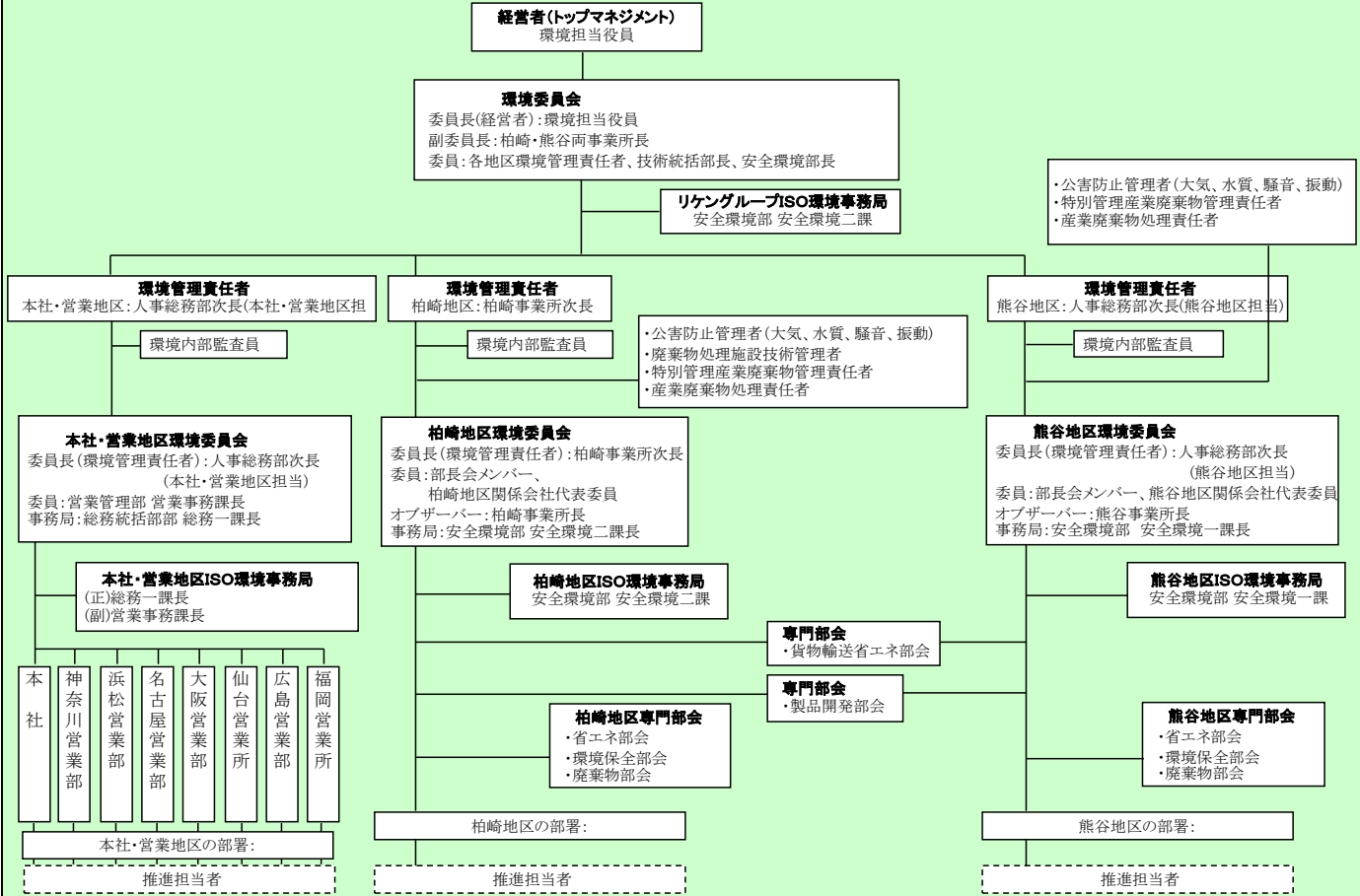
処 理 ・ 処 分 方 法

・ 汚泥	1. 産廃処理処分業者	— 埋め立て	— 管理型処分場
	2. 自己中間処理	— 脱 水	— 管理型処分場
	3. 産廃処理処分業者	— 焼 却	— 残渣埋立処分(管理型)
	4. 産廃処理処分業者	— 脱水乾燥	— 埋戻土盛材
・ 廃油 (油泥含む)	1. 産廃処理処分業者	— 焼 却	— 残渣埋立処分(管理型)
	2. 養鶏業者	— 油水分離	— 鶏糞肥料化
	3. 産廃処理処分業者	— 油水分離	— 助燃材化
・ 廃酸	1. 産廃処理処分業者	— 中 和	— 残渣埋立処分(管理型)
・ 廃アルカリ	1. 産廃処理処分業者	— 中 和	— 残渣埋立処分(管理型)
	2. 産廃処理処分業者	— 焼 却	— 残渣埋立処分(管理型)
・ 廃プラスチック	1. 産廃処理処分業者	— 埋め立て	— 管理型処分場
	2. 産廃処理処分業者	— 焼 却	— 残渣埋立処分(管理型)
	3. 産廃処理処分業者	— 破 砕	— 残渣埋立処分(管理型)
・ 木くず	1. 産廃処理処分業者	— 焼 却	— 残渣埋立処分(管理型)
・ 金属くず	1. 金属回収業者		— 金属再生利用
	2. 産廃処理処分業者	— 焼 却	— 残渣埋立処分(管理型)
	3. 産廃処理処分業者	— 埋め立て	— 管理型処分場
・ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	1. 産廃処理処分業者	— 埋め立て	— 管理型処分場
	2. 産廃処理処分業者	— 破 砕	— ガラスリサイクル
・ 鉱さい	1. 産廃処理処分業者	— 埋め立て	— 管理型処分場
	2. セメント製造業者	— 焼 成	— セメント原料
	3. 肥料製造業者	— 破砕・造粒	— 土壌改良材
	4. 鋳物砂業者	— 焙焼精製	— 砂再生再利用

第2面 管理体制図 について

○廃棄物処理に関する管理体制

全社環境マネジメントシステム組織図



○廃棄物処理に関する管理体制

統括責任	組織名：柏崎事業所 役職：柏崎事業所長
廃棄物担当	組織名：柏崎管理室 安全環境課 組織人数：6人
役割	<p>地区環境委員会 ○下記事項を含む環境情報について必要に応じて報告・協議を行なう。</p> <p>①環境関連の中期活動計画又は単年度活動計画の達成状況</p> <p>②法規制等の動向、事故等の情報</p> <p>③環境クレーム等外部コミュニケーション</p> <p>④環境内部監査の結果</p>
	<p>廃棄物部会 ○地区環境委員会の諮問機関として、廃棄物部会を設置し、部会長が指名した各専門的知識を有する構成メンバーにより、事業所内の廃棄物の処理方法等について、以下の事項を調査・検討し、廃棄物処理計画の立案と地区環境委員会への提案を行い、廃棄物の削減・資源化等の推進を図る。</p> <p>[廃棄物部会の活動内容]</p> <p>①事業所から排出される廃棄物の把握と解析を行い、処理方法、削減及び資源化の調査と実施化への支援</p> <p>②事業所から排出される廃棄物の処理方法、削減及び資源化についての中期活動の立案を行い、地区環境委員会への提案</p> <p>③廃棄物の処理方法、削減及び資源化についての調啓蒙活動を展開</p> <p>④法規制情報の調査と伝達</p>
	<p>各部署長 ○従業員への廃棄物の削減及び資源化についての教育訓練を行う。</p> <p>①環境マネジメントシステム全体の組織体制等、役割、責任及び権限の周知</p> <p>②環境方針に要求事項に適合することについての重要性の周知</p> <p>③環境マニュアルの要求事項、諸規定、その他の管理手順に適合することについての重要性の周知</p> <p>④各人の作業改善による環境上の利点を周知</p>